

日本労働年鑑 第25集 1953年版

The Labour Year Book of Japan 1953

第三部 労働政策

第二編 再軍備と治安対策の強化

第三章 治安立法制定の準備

一 国家公安保障法案 八月二十九日、大橋法務総裁は、団体等規正令と公職追放令を一本の法律にし、「国家公安保障法案」として国会に提出することを言明、ここに講和後の治安対策の具体化にのり出した。法務府で立案した同法案は大体において右両政令の内容をうけついだものであるが、さらに次の諸点をおりこんでいる。

一、結成禁止団体は規正令第二条の第七項、暗殺その他の暴力主義的企図によって政策を変更または暴力主義的方法を是認するような傾向を助長し、もしくは正当化するような団体に限りこれをさらに詳しく数項目に規定する。

一、暴力主義的行動の煽動、そそのかし、謀議などの禁止を詳細に規定する。

一、公職追放令の資格審査、追放者の行動監査などの規定を織り込む。

一、団体の解散指定、追放指定などを民主的に行うため指定の決定機関として法務府の外局に国家公案保障委員会を設け、特審局は公安保障委員会に対して解散指定、追放指定の請求を行うことにする。

一、公職追放指定に対して不服のものは、指定後三年を経た後に公安保障委員会に追放解除申請を行うことができる。

一、団体の解散、追放指定処分に対して裁判所に行政訴訟を提起することができる。

なお、講和後の治安対策について、大橋法務総裁は九月一六日、群馬県鬼石町で記者団と会見のさい次のように語り、その中心が日米安全保障条約であることを明かにした。

治安機構の充実＝講和後の治安対策の中心は日米安全保障条約であり、これは行政取決めによって具体化されると思うが、それはそれとして、やはり国内の治安諸施設の整備を考えねばならず現在行政機構の改革とからんで、治安関係機関の連絡統一の問題がある。警察については中小自治体警察の約八割が廃止されて約一三、〇〇〇の警察官が国警に編入されるほか、国警で約五、〇〇〇人の増員が近く実施され、この線に沿って国警の充実がはかられる。特別審査局については今年度において現在の一、二〇〇名を三、〇〇〇名に、来年度は五、五〇〇名程度に強化する計画である。また警察予備隊は人員増加は考えられないが、組織装備の整備、幹部の充実といった線で強化をはかりたい。

治安法制の整備＝現在の治安取締はほとんどポツダム政令によっているが、これを講和後は法律化して行かねばならない。このため、公安保障法、ゼネスト禁止、集会デモ取締、プレスコード(新聞綱領)の立法のほか防諜法案を、できれば批准国会に提出したい。これらは講和条約発効時の真空状態を避けるために通常国会の新年休会明け前後、遅くも一月いっぱいには成立させておかねばならない。日米安全保障条約施行のためには防衛軍に対する各種反対の取締など多少の取締立法が必要となるかも知れず目下調査中である。

治安省問題＝特審局を法務府から切り離すことについては異見がある。また法務総裁が訴訟の場合、国の代表者となる現行制度の下では、行政法規の解釈を担当する法制意見長官を法務府から切離すことは憲法の本質に反する。

さらに九月一日、衆議院法務委員会で大橋法務総裁は次のように言明し公安保障法の内容を明かにした。

保障法の前提＝公安保障法立法には1、内容が憲法特にその人権保障規定に厳密に、合致していなければならぬ。2、法の規定する各種行政措置は実際において有効、適切かつ必要でなければならぬ。3、一切の行政措置について訴訟で争うことができるようにせねばならぬ、の三項目が前提として考慮される。この前提のもとに反民主主義的破壊活動を取締り、公安を保持する上に必要な実体的および手続的規定を定めたい。

取締りの対象＝実体規定としては何が反民主主義的活動か、何が国家公安の維持を阻害するかであるが、自分としては団体等規正令第二条に定められているように対外的には不法侵略的武力行動、対内的には暴力により憲法を破壊する行為、これらを宣伝、煽動することが反民主主義的行為であり、また正当に日本に駐留する外国軍隊あるいはわが国の秘密事項を探知、収集する行為が公安を害する行為であると考え。公安保障法はこれらを違法行為として、かかる違法活動団体を解散し、かかる行為をした個人を公職から追放するという行政措置をとるが、同時に刑事上の犯罪としてその責任を問うことも必要だ。また政治団体の屈出制度も引続き存続したい。罷業権の制限、新聞出版物の取締りというような事項は本法に含まず、別の面で考慮したい。

手続規定＝これらの行政措置に対しては当然裁判所に出訴できる規定が必要であり、検討中である。また現在の団体等規正令、公職追放令による解散、追放は普通行政官庁の一方的措置によって実施しているが、今後憲法の本質に副うように運用される必要があり、特にこの権限を行使する行政機関は一方的な運用を避けるよう検討されねばならぬ。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
